

# 幸手市定員適正化計画

第4次前期

令和元年度～令和5年度

令和2年3月

幸手市

# 目 次

1	策定の趣旨	1
2	これまでの取組状況	1
3	職員数の推移	2
4	幸手市の現状	3
5	定員適正化計画について	6
6	定員適正化に向けた取組み	7

## 1 策定の趣旨

全国的に人口減少・少子高齢化は本格化し、行政が対応すべき課題や市民ニーズは多様化・高度化している中においては、限られた財源での効率的・効果的な行政運営がこれまで以上に求められています。

国・県からの権限移譲や急速な少子高齢化社会の進行に伴う業務増、「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生への対応など様々な課題に適切に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供し続けるため、中長期的な視点で職員数を管理し、行財政運営を進めていくことは極めて重要です。

本市においても、少子高齢化による人口減少の中で山積する行政課題に対応するため、令和元年度を初年度とする「第4次定員適正化計画」を新たに策定し、これまでの定員適正化計画の実績や今後の行政需要の動向等を考慮しながら、本市の実態に即した定員管理に取り組むものとなります。

## 2 これまでの取組状況

本市では、平成8年度から定員適正化計画を策定し、これまで3次にわたる適正化計画により、事務事業の見直し、組織機構の統廃合等を進めるなど、事務の効率化や合理化を図りながら、定員管理の適正化に取り組んできました。

また、この間には分権型社会の進展や人口減少時代を迎え、国、地方ともに行財政改革の迅速な推進の必要性が高まり、積極的に職員数の削減を行ってきたことで、平成25年度までにおいては、計画職員数を下回る職員数を実現してきました。

しかし、その後においては、複雑・多様化する住民ニーズ、国・県からの権限移譲などによる業務量の増加に対応するため、職員の増員を行いました。その結果、平成30年度には計画職員数326人に対し、実職員数は346人となっています。

### 3 職員数の推移

第3次前期計画開始時の平成19年4月1日においては、職員数354人でしたが、第3次中期計画終了時の平成26年4月1日には、26人減員し、職員数が328人となりました。

第3次後期計画期間である平成27年度から平成30年度については、権限移譲や住民ニーズの多様化等による業務量の増加が見込まれたため、計画職員数より多い職員数を確保しました。

#### これまでの職員数の推移

各年度4月1日現在（単位：人）

部 門		H19	H20	H21	H22	H23	H24
一般行政	職員数	249	236	235	241	247	243
	増 減	-	▲ 13	▲ 1	6	6	▲ 4
特別行政 (教 育)	職員数	66	63	60	58	54	52
	増 減	-	▲ 3	▲ 3	▲ 2	▲ 4	▲ 2
公営企業等	職員数	39	41	41	40	40	42
	増 減	-	2	0	▲ 1	0	2
合 計	職員数	354	340	336	339	341	337
	増 減	-	▲ 14	▲ 4	3	2	▲ 4

部 門		H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般行政	職員数	241	243	246	254	264	271
	増 減	▲ 2	2	3	8	10	7
特別行政 (教 育)	職員数	49	46	42	45	40	37
	増 減	▲ 3	▲ 3	▲ 4	3	▲ 5	▲ 3
公営企業等	職員数	39	39	38	39	39	38
	増 減	▲ 3	0	▲ 1	1	0	▲ 1
合 計	職員数	329	328	326	338	343	346
	増 減	▲ 8	▲ 1	▲ 2	12	5	3

※資料：「地方公共団体定員管理調査」（総務省自治行政局）

職員数は、上記の調査結果より市長・副市長・教育長を除いた人数です。

※特別行政部門は、教育部門に従事する職員数です。

※公営企業等部門は、「水道」「下水」「その他」の部門に職員が配置されています。

なお、その他は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計が含まれています。

## 4 幸手市の現状

### (1) 類似団体との比較

平成30年4月1日現在の類似団体別職員数の比較では、公営企業等会計（水道、下水、国保、後期、介護）を除く普通会計全体で、単純値で▲42人、修正値で▲30人と類似団体より大幅に下回っています。

類似団体別職員数（普通会計）の状況 （平成30年4月1日現在）

部門	職員数	単純値	超過数	超過率(%)	修正値	超過数	超過率(%)
議会	4	4	0	0.0	4	0	0.0
総務	79	80	▲1	▲1.3	82	▲3	▲3.7
税務	27	22	5	22.7	22	5	22.7
民生	78	93	▲15	▲16.1	90	▲12	▲13.3
衛生	21	31	▲10	▲32.3	27	▲6	▲22.2
労働	1	1	0	0.0	1	0	0.0
農林水産	8	15	▲7	▲46.7	13	▲5	▲38.5
商工	6	11	▲5	▲45.5	11	▲5	▲45.5
土木	47	35	12	34.3	34	13	38.2
一般行政	271	292	▲21	▲7.2	284	▲13	▲4.6
教育	37	58	▲21	▲36.2	54	▲17	▲31.5
普通会計	308	350	▲42	▲12.0	338	▲30	▲8.9

類似団体別職員数は、すべての市町村を対象にして、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の2つの要素を基準として、グループ（類似団体）ごとに分け、グループごとの加重平均により人口1万人当たりの職員数を算出し、指数とすることで、各市町村の職員数との比較を可能にし、適正な定員管理を推進するための参考指標となるものです。

幸手市の類似団体の分類は、人口が「5万人以上10万人未満」、産業は「第2次・3次産業就業者割合90%以上かつ第3次産業就業者割合65%未満」の類型（Ⅱ-2）に属し、その類似団体は全国に90団体あります。

#### ○単純値と修正値

指標における数値には、グループに属する全団体の単純な平均値である「単純値」と、各部門に実際に職員を配置している団体のみ平均値である「修正値」があります。

一般には単純値は、大まかな状況を把握する場合に、修正値は、細かな配置状況を把握する場合に適していると言われ、職員総数から小部門まで容易に比較できることや、単純で分かりやすいことから、各市町村で活用されているものです。

○普通会計部門における県内各市（類団が一般市）との比較

団体名	類団	住基人口	職員数	人口1万人当たり 職員数
行田市	Ⅱ-2	82,051	520	63.38
秩父市	Ⅱ-2	63,720	485	76.11
飯能市	Ⅱ-3	80,070	537	67.07
加須市	Ⅲ-2	113,754	645	56.70
本庄市	Ⅱ-1	78,707	475	60.35
東松山市	Ⅱ-2	90,188	509	56.44
狭山市	Ⅳ-3	152,487	751	49.25
羽生市	Ⅱ-2	55,243	377	68.24
鴻巣市	Ⅲ-3	119,029	620	52.09
深谷市	Ⅲ-1	144,375	974	67.46
上尾市	Ⅳ-3	228,480	1,296	56.72
蕨市	Ⅱ-1	74,576	452	60.61
戸田市	Ⅲ-3	138,738	837	60.33
入間市	Ⅲ-3	148,723	795	53.46
朝霞市	Ⅲ-1	138,442	701	50.63
志木市	Ⅱ-3	76,056	353	46.41
和光市	Ⅱ-2	81,724	377	46.13
新座市	Ⅳ-3	165,486	772	46.65
桶川市	Ⅱ-3	75,234	419	55.69
久喜市	Ⅳ-3	154,116	807	52.36
北本市	Ⅱ-3	67,084	385	57.39
八潮市	Ⅱ-1	88,908	494	55.56
富士見市	Ⅲ-1	110,886	518	46.71
三郷市	Ⅲ-3	140,100	835	59.60
蓮田市	Ⅱ-3	62,227	429	68.94
坂戸市	Ⅲ-3	101,364	526	51.89
幸手市	Ⅱ-2	51,939	308	59.30
鶴ヶ島市	Ⅱ-3	70,050	364	51.96
日高市	Ⅱ-3	56,340	324	57.51
吉川市	Ⅱ-3	72,382	369	50.98
ふじみ野市	Ⅲ-3	114,058	566	49.62
白岡市	Ⅱ-3	52,539	323	61.48

## (2) 定員回帰指標による比較

定員回帰指標とは、道府県と市町村を人口規模で区分（類似団体別職員数の区分と共通）し、同程度の人口、面積の団体がどの程度の職員数を有するかを試算し、各団体の職員数と比較する指標です。類似団体別職員数のような細かい部門での比較はできませんが、同程度の人口と面積を有する団体の平均的な職員数を比較することができます。

定員回帰指標で試算した職員数との比較では、一般行政部門では、指標の数値 275 人に対し、幸手市の職員数は、271 人で 4 人下回っており、適正な人員管理ができていると言えます。

しかし、普通会計部門の試算では、指標の数値 387 人に対し、幸手市の職員数は、308 人で 79 人下回っており、今後もますます多様化、高度化する市民ニーズへの対応や様々な行政課題に対応していくために、一定の職員数は確保していく必要があると考えます。

平成 30 年 4 月 1 日現在

### 幸手市の人口、面積、職員数

人口	51,939
面積	33.93
一般行政部門職員数	271
普通会計部門職員数	308

### 一般行政部門 試算職員数

人口係数 (4.0) × 人口 (51.939 千人)	(A)	208
面積係数 (0.22) × 面積 (33.93 km <sup>2</sup> )	(B)	7
一定値	(C)	60
試算職員数 (A)+(B)+(C)		275

### 普通会計部門 試算職員数

人口係数 (5.7) × 人口 (51.939 千人)	(A)	296
面積係数 (0.33) × 面積 (33.93 km <sup>2</sup> )	(B)	11
一定値	(C)	80
試算職員数 (A)+(B)+(C)		387

### 試算職員数との比較

部門	実職員数	試算職員数	比較
一般行政部門	271	275	▲ 4
普通会計部門	308	387	▲ 79

## 5 定員適正化計画について

### (1) 計画期間

計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とし、そのうちの令和5年度までを前期計画期間とします。ただし、必要に応じて随時、見直しをするものとします。

### (2) 定員適正化計画の数値目標

本市では、平成31年3月に策定した「第6次幸手市総合振興計画」でも示しているとおり、本市の人口は将来に向かって減少していくことが予測されています。人口規模は職員の定員管理にあたっては一定の指標となるものです。

しかし、人口減少・少子高齢化の本格化やますます複雑・多様化する住民ニーズなど、自治体を取り巻く環境の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくためには、人口減少によって職員数を単純に減少させるのではなく、一定以上の職員数を確保していく必要があります。

このことから、計画の最終年度であります、令和10年4月1日の職員数を330人として、令和元年度の職員数と同じ職員数を維持することを目標とします。

### 年度別計画職員数

(各年度4月1日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和10年度
定年退職	13	8	2	7	4	10
新規採用	13	10	8	7	7	7
職員数	330	331	337	337	340	330

※ 常勤職員のみを対象に記載しています。

※ 「定年退職」欄には前年度における定年退職者数を記載しています。

※ 令和元年度に中途退職者が生じた関係上、令和2年度において、加法・減法と合計値（「職員数」欄）は一致していません。

### 参考

#### 令和2年度以降の定年退職予定者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	7	4	15	7	6	7

令和9年度	令和10年度
10	8



## 6 定員適正化に向けた取組み

### (1) 機能的・効率的な組織体制の構築

社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備に努めます。

さらに、国の動向による新たな施策や本市の主要施策、重点事業の対応については、柔軟で効率的な組織体制の構築に取り組みます。

### (2) 行政需要に応じた適正な人員配置

行政サービスの停滞を招かないようにするため、行政需要や重点事業に応じて、必要なところには配置し、増員すべきは増員し、減員すべきは減員することで、全体として数値目標が達成できるように定員の適正化を進めます。

### (3) 計画的な職員採用

計画期間中の職員採用については、職員の年齢構成の平準化や技術力の継承、将来の退職者数などに十分配慮しつつ、職種や必要人員等を十分に精査した採用を行います。

### (4) 再任用職員の活用

再任用職員については、これまでの公務で培った経験や技術を活用し、職員の事務負担の軽減を図るとともに、事務事業遂行上の経験値やノウハウを組織内で継承していくため、今後も短時間勤務の再任用職員の活用を図っていきます。

### (5) 会計年度任用職員の活用

会計年度任用職員制度の創設に伴い、制度創設の趣旨を踏まえた運用により、必要とする人員や職務内容、勤務日数や勤務時間等を十分に精査した上で適正な活用を図ります。

### (6) 定年延長制への対応

今後、導入される定年延長制によって、地方公務員についても定年退職の年齢が段階的に65歳まで引き上げられる予定です。これに伴い、退職者数が著しく少ない年度が生じ、採用計画をはじめ、職員の年齢構成や役職構成など人事・組織運営面で大きな影響が生じることが想定されます。定年延長制導入後における計画的な職員採用等の方策については、国、県並びに他自治体の動向を注視しながら検討を進めていくものとします。